



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 7 7 0 号 令和 6 年 1 2 月 3 日 発行

目 次

【 告 示 】

番 号	表 題	担当課名
5 7 0	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
5 7 1	同	教育委員会

【 公安委員会告示 】

番 号	表 題	担当課名
1 2	令和 7 年猟銃等講習会の開催日時等を公表する件	
1 3	令和 7 年年少射撃資格講習会の開催日時等を公表する件	
1 4	令和 7 年クロスボウ講習会の開催日時等を公表する件	

徳島県告示第五百七十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和六年十二月三日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量
教育用タブレット（Chromebook） 四千台（賃貸借）
- 2 借入物品等の特質等
入札説明書による。
- 3 借入期間
令和七年三月一日から令和十年二月二十九日まで
- 4 納入場所
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、1から4までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和七年一月十四日（火曜日）午前十一時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話　〇八八―六二一―二〇六七）

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所並びに仕様内容及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局教育DX推進課教育DX環境整備担当

電話　〇八八―六二一―三〇五二

ファクシミリ　〇八八―六二一―三二九九

電子メール　kyouikudxsuishinka@pref.tokushima.lg.jp

2 入札説明書（仕様内容を除く。）についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

電話　〇八八―六二一―二〇六七

ファクシミリ　〇八八―六二一―二八二八

電子メール　kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

3 入札説明書の交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

五 入札に参加する者に求められる事項等

1 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

（一）受領期限

令和七年一月十四日（火曜日）午前十一時

（二）提出場所

郵便番号　七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

（三）提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

六 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

（一）日時

令和七年一月二十日（月曜日）午前十一時

（二）場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和七年一月十七日（金曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号 七七。―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

3 入札方法

入札金額は、一箇月当たりの借入代金を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の無効

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「教育用タブレット(Chromebook) 四千台(賃貸借) 入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約書の作成の要否
要

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県教育委員会事務局教育DX推進課
徳島市万代町一丁目一番地

9 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

10 その他

(二)(-) 詳細は、入札説明書による。

(二) 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づく長期継続契約である。契約締結日の属する年度の翌年度以降においてこの契約に係る県の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、県はこの契約の全部又は一部を解除することがある。この場合において、県は、当該解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

七 Summary

- 1 Nature and Quantity of the Products and Services to be Leased
Tablets for students(Chromebook) 4,000 units
- 2 Term of Lease
From March 1, 2025 to February 29, 2028
- 3 Time Limit of Tender
11:00 a.m. on January 20, 2025
- 4 Section in charge of contract
Educational DX Promotion Division,
Tokushima Prefectural Board of Education.
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-3052
- 5 Enquiry Section, regarding Notice of Tender
Property Management Division, Planning and General Affairs Department,
Tokushima Prefectural Government Office.
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-2067

徳島県告示第五百七十一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和六年十二月三日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 入札に付する事項

1 調達物品等の名称及び予定数量

城東高等学校ほか五十一施設で使用する電気

調達期間における予定使用電力量の合計 一五、二五四、〇〇〇キロワットアワー

2 調達物品等の特質等

仕様書による。

3 契約期間

令和七年一月二十七日（月曜日）から令和八年三月三十一日（火曜日）まで

4 調達期間

令和七年四月一日（火曜日）から令和八年三月三十一日（火曜日）まで

5 需要場所

施設名	所在地
城東高等学校	徳島市中徳島町一丁目五番地
城南高等学校	同 城南町二丁目二番八八号
城北高等学校	同 北田宮四丁目一三―六
城ノ内中等教育学校	同 北田宮一丁目九―三〇
徳島北高等学校	同 応神町吉成字中ノ瀬四〇番地六
城西高等学校	同 鮎喰町二丁目一番地
同 神山校	名西郡神山町神領字北三九九番地
徳島科学技術高等学校	徳島市北矢三町二丁目一番一号
徳島商業高等学校	同 城東町一丁目四番一号
小松島高等学校	小松島市日開野町字高須四七―一
小松島西高等学校	同 中田町字原ノ下二八番地一
同 勝浦校	勝浦郡勝浦町大字久国字屋原一番地
富岡東高等学校	阿南市領家町走寄一〇二番地二
同 羽ノ浦校	同 羽ノ浦町中庄市五〇番地一
富岡西高等学校	同 富岡町小山一八―三
阿南光高等学校宝田キャンパス	同 宝田町今市中新開一〇の六
同 新野キャンパス	同 新野町室ノ久保一二
那賀高等学校	那賀郡那賀町小仁字宇大坪一七九―一
同 若鮎寮	同
海部高等学校	海部郡海陽町大里字古畑五八―二
鳴門高等学校	鳴門市撫養町斎田字岩崎一三五―一

鳴門渦潮高等学校	同	大津町吉永五九五
同	撫養グラウンド	同
板野高等学校	同	撫養町南浜字馬目木五八
阿波高等学校	板野郡板野町川端字関ノ本四七	
名西高等学校	阿波市吉野町柿原字ヒロナカ一八〇番地	
吉野川高等学校	名西郡石井町石井字石井二一―一一	
同	吉野川市鴨島町喜来六八一―九	
土成農場	阿波市土成町成当五一五―一	
川島高等学校	吉野川市川島町桑村三六七―三	
阿波西高等学校	阿波市阿波町下喜来南二二八番地の一	
穴吹高等学校	美馬市穴吹町穴吹字岡三三	
脇町高等学校	同	脇町大字脇町一二七〇―一二
つるぎ高等学校	美馬郡つるぎ町貞光字馬出六三番地二	
池田高等学校	三好市池田町ウエノ二八三四番地	
同	同	井川町御領田六一番地一
同	同	池田町州津大深田七二〇番地
徳島中央高等学校	徳島市北矢三町一丁目三番八号	
徳島視覚支援学校	同	南二軒屋町二丁目四番五五号
板野支援学校	板野郡板野町大寺字大向北一―二	
国府支援学校	徳島市国府町矢野字松木三四八	
鴨島支援学校	吉野川市鴨島町敷地一三九二―二	
阿南支援学校	阿南市上大野町大山田五二	
同	同	海部郡美波町北河内字本村三六〇
池田支援学校	三好市池田町州津井関一〇三―三	
同	同	美馬市美馬町字大宮西一〇〇―四
みなと高等学園	同	小松島市中田町新開二八―一
徳島寮	同	徳島市北矢三町一丁目一番三四号
阿南寮	同	阿南市宝田町今市中新開一〇の六
美馬東部寮	同	美馬市穴吹町穴吹字盤若四四の一
三好寮	同	三好市井川町御領田二番地
三好池田寮	同	池田町マチ二一八三番地
総合教育センター	同	板野郡板野町犬伏字東谷一―七

二

入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、1から10までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札審査要綱参加資格」という。）を有すると認められた者であること。

- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けてい

ない者であること。

4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

6 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

7 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報開示、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関し、入札説明書に掲げる条件を満たす者であること。

8 電気の調達契約について、次に掲げる全ての条件を満たした契約を履行した実績を有する者であること。

（一） この入札公告の日から起算して過去五年間に履行期間を一年以上とする電気の調達契約を締結し、一年に供給した電力量の予定量又は実績量が一五、〇〇〇、〇〇〇キロワットアワー以上であること。

（二） 電力供給期間が、この入札公告の日までに一年を経過していること。

9 市町村税、都道府県税及び国税を滞納していない者であること。

10 調達開始日から供給をすることが可能である者であること。

三 入札審査要綱参加資格の審査の申請手続に関する事項

1 入札審査要綱参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札審査要綱参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札審査要綱参加資格が与えられないことがある。

2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和六年十二月二十七日（金曜日）午後五時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話 〇八八―六二一―二〇六七）

四 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約条項を示す場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局教育政策課政策調整担当

五 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付方法

1 交付期間

令和六年十二月三日（火曜日）から同月二十七日（金曜日）まで（県の休日（徳島県の休日）を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

2 交付方法

無料で交付する。

六 事前に提出する書類の提出方法等

1 入札に参加しようとする者は、二に規定する入札に参加する者に必要な資格の確認を受けるため、次に掲げる書類を3に掲げる提出場所に電子メール、ファクシミリ、持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。以下同じ。）とし、提出期間内に必着のこと。）により提出すること。

(一) 入札参加資格確認票

(二) 二酸化炭素排出係数等適合証明書

(三) 電気事業法第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

(四) 業務履行実績調書

2 提出期間

令和六年十二月三日（火曜日）から同月二十七日（金曜日）まで（県の休日を除く。の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

3 提出場所

郵便番号 七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局教育政策課政策調整担当

電子メール kyouikuseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

ファクシミリ 〇八八―六二二―二八七九

4 提出部数

一部

七 入札手続等

1 入札及び開札執行の日時及び場所

(一) 日時

令和七年一月二十三日（木曜日）午後一時三十分

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県庁九階教育委員会室

(三) 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の提出期間及び宛先

(1) 提出期間

令和七年一月六日（月曜日）から同月二十二日（水曜日）までに必着のこと。

(2) 宛先

郵便番号 七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局教育政策課政策調整担当

2 入札方法

- (一) 入札書記載金額は、調達期間の電気料金の総価とすること。
- (二) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札保証金及び契約保証金

免除

4 入札の失格

入札書記載金額と入札内訳書記載の合計額（税抜）が一致しない者は失格とする。

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「城東高等学校ほか五十一施設で使用する電気の入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札
- (三) 記名のない入札
- (四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもつて価格を表示しない入札
- (五) 同一事項に対してした二通以上の入札
- (六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札
- (八) 明らかに連合によるものと認められる入札
- (九) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、六により入札に参加する者に必要な資格について証明した入札者であつて、徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）第十八条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札を行った者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

7 契約書作成の要否

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県教育委員会事務局教育政策課

徳島市万代町一丁目一番地

9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

八 その他

- 1 詳細は、入札説明書による。
- 2 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づく長期継続契約である。契約締結日の属する年度の翌年度以降においてこの契約に係る県の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、県はこの契約の全部又は一部の変更又は解除をすることがある。この場合において、県は、当該変更又は解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

3 問合せ先

郵便番号 七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局教育政策課政策調整担当

電話 〇八八―六二一―三二一七

電子メール kyouikuseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

ファクシミリ 〇八八―六二一―二八七九

九 Summary

- 1 Nature and quantity of the products being purchased:
Electricity that will be used by Joto High School and
by 51 other facilities
Estimated amount of electric power : 15,254,000kWh
- 2 Period for the submission of bids
Hand delivered submissions: January 23th, 2025 by 1:30 p.m.
Submissions by mail: Must be delivered between January 6th, 2025 and
January 22th, 2025.
- 3 For further information, please send all enquiries to the following
address:
Tokushima Prefectural Government
Educational Policy Division
Tokushima Prefectural Board of Education
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570, Japan
Tel:088-621-3117

徳島県公安委員会告示第 12 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 第 1 項に規定する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）第 21 条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 12 月 3 日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

1 開催の日時及び場所

令和 7 年に開催する講習会は、現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号又は第 3 号に掲げる者に対して行う講習会（以下「経験者講習会」という。）と、その他の者に対して行う講習会（以下「初心者講習会」という。）とに分けて行い、日時及び場所は、次のとおりとする。

(1) 経験者講習会

開 催 日 時	開催場所
1 月 23 日（木）午前 9 時 30 分	美馬警察署
2 月 9 日（日）午前 9 時 30 分	阿南警察署
3 月 12 日（水）午前 9 時 30 分	三好警察署
3 月 27 日（木）午前 9 時 30 分	徳島板野警察署
4 月 20 日（日）午前 9 時 30 分	美馬警察署
5 月 8 日（木）午前 9 時 30 分	阿南警察署
5 月 21 日（水）午前 9 時 30 分	三好警察署
6 月 12 日（木）午前 9 時 30 分	徳島板野警察署
7 月 10 日（木）午前 9 時 30 分	美馬警察署
8 月 7 日（木）午前 9 時 30 分	阿南警察署
8 月 24 日（日）午前 9 時 30 分	三好警察署
9 月 11 日（木）午前 9 時 30 分	徳島板野警察署
9 月 25 日（木）午前 9 時 30 分	美馬警察署
10 月 9 日（木）午前 9 時 30 分	阿南警察署
11 月 13 日（木）午前 9 時 30 分	三好警察署
11 月 30 日（日）午前 9 時 30 分	徳島板野警察署
12 月 10 日（水）午前 9 時 30 分	阿南警察署

(2) 初心者講習会

開 催 日 時	開催場所
2 月 19 日（水）午前 9 時 30 分	小松島警察署
4 月 16 日（水）午前 9 時 30 分	小松島警察署
7 月 16 日（水）午前 9 時 30 分	小松島警察署
10 月 15 日（水）午前 9 時 30 分	小松島警察署
12 月 3 日（水）午前 9 時 30 分	小松島警察署

2 受講手続

(1) 講習の申込みの受付

講習の申込みの受付は、受講を希望する講習会の開催日当日に、開催場所の会場で行うものとし、いずれの日程も午前9時から午前9時30分までの間に受け付ける。

なお、この受付時間以外の受付は、行わない。

(2) 提出書類

講習の申込みの際は、講習受講申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。）第20条に規定する講習受講申込書をいう。）1通を提出すること。

なお、この申込書には必要事項を記入の上、写真（申込前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼り付けること。

(3) 手数料

講習会の手数料として、次に掲げる講習会の区分に応じ、それぞれ定める金額に相当する徳島県収入証紙を、講習の申込みの際に納付すること。

ア 経験者講習会 3,000円

イ 初心者講習会 6,900円

(4) その他

ア 経験者講習会の受講者は、猟銃・空気銃所持許可証（規則第31条に規定する猟銃・空気銃所持許可証をいう。）を申込みの際に提示すること。

イ 初心者講習会の受講者は、申込みの際に住所、氏名及び生年月日が表示された本人であることを確認できる書類（学生証、運転免許証等）を提示すること。

3 講習

(1) 講習時間等

講習会の講習時間は、経験者講習会が午前9時30分から午後零時30分まで、初心者講習会が午前9時30分から午後3時30分まで（正午から午後1時までは休憩時間）とする。

なお、初心者講習会終了後には、正誤式による筆記試験を実施する。

(2) 講習に持参するもの

ア ボールペン（黒色）

イ HB又はBの鉛筆（シャープペンシルも可）

ウ 消しゴム

(3) 講習修了証明書の交付

講習会の講習を修了した者のうち、当該講習に係る事項を修得したと認められる者に対して、その当日に講習修了証明書（法第5条の3第2項に規定する講習修了証明書をいう。）を交付する。

4 その他

講習は、開催場所の警察署会議室を使用する予定であるが、都合により変更する場合があるので、事前に開催場所の警察署の生活安全課に確認すること。

徳島県公安委員会告示第 13 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 9 条の 14 第 1 項に規定する年少射撃資格の認定のための講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）第 36 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 12 月 3 日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

1 開催の日時及び場所

令和 7 年に開催する講習会の日時及び場所は、次のとおりとする。

開催日時	開催場所
6 月 18 日（水）午前 9 時 30 分	徳島名西警察署
8 月 20 日（水）午前 9 時 30 分	徳島名西警察署
12 月 17 日（水）午前 9 時 30 分	徳島名西警察署

2 受講手続

(1) 講習の申込みの受付

講習の申込みの受付は、受講を希望する講習会の開催日当日に、開催場所の会場で行うものとし、いずれの日程も午前 9 時から午前 9 時 30 分までの間に受け付ける。

なお、この受付時間以外の受付は、行わない。

(2) 提出書類

講習の申込みの際は、年少射撃資格講習受講申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号）第 80 条に規定する年少射撃資格講習受講申込書をいう。）1 通を提出すること。

なお、この申込書には必要事項を記入の上、写真（申込前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼り付けること。

(3) 手数料

講習会の手数料として、9,800 円に相当する金額の徳島県収入証紙を、講習の申込みの際に納付すること。

(4) その他

受講者は、申込みの際に住所、氏名及び生年月日が表示された本人であることを確認できる書類（学生証、運転免許証等）を提示すること。

3 講習

(1) 講習時間等

講習会の講習時間は、午前 9 時 30 分から午後 2 時 30 分まで（正午から午後 1 時までは休憩時間）とする。

なお、講習終了後に、正誤式による筆記試験を実施する。

(2) 講習に持参するもの

ア ボールペン（黒色）

イ HB 又は B の鉛筆（シャープペンシルも可）

ウ 消しゴム

(3) 講習修了証明書の交付

講習会の講習を修了した者のうち、当該講習に係る事項を修得したと認められる者に対して、その当日に年少射撃資格講習修了証明書（法第9条の14第2項に規定する年少射撃資格講習修了証明書をいう。）を交付する。

4 その他

講習は、開催場所の警察署会議室を使用する予定であるが、都合により変更する場合があるので、事前に開催場所の警察署の生活安全課に確認すること。

徳島県公安委員会告示第 14 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 の 2 第 1 項に規定するクロスボウの取扱いに関する講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）第 24 条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 12 月 3 日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

1 開催の日時及び場所

令和 7 年に開催する講習会は、現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対して行う講習会（以下「経験者講習会」という。）と、その他の者に対して行う講習会（以下「初心者講習会」という。）とに分けて行い、日時及び場所は、次のとおりとする。

(1) 経験者講習会

開催日時	開催場所
5 月 28 日（水）午前 9 時 30 分	徳島板野警察署
10 月 22 日（水）午前 9 時 30 分	徳島板野警察署

(2) 初心者講習会

開催日時	開催場所
3 月 4 日（火）午前 9 時 30 分	徳島板野警察署

2 受講手続

(1) 講習の申込みの受付

講習の申込みの受付は、受講を希望する講習会の開催日当日に、開催場所の会場で行うものとし、いずれの日程も午前 9 時から午前 9 時 30 分までの間に受け付ける。

なお、この受付時間以外の受付は、行わない。

(2) 提出書類

講習の申込みの際は、講習受講申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号。以下「規則」という。）第 20 条に規定する講習受講申込書をいう。）1 通を提出すること。

なお、この申込書には必要事項を記入の上、写真（申込前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼り付けること。

(3) 手数料

講習会の手数料として、次に掲げる講習会の区分に応じ、それぞれ定める金額に相当する徳島県収入証紙を、講習の申込みの際に納付すること。

ア 経験者講習会 3,000 円

イ 初心者講習会 6,900 円

(4) その他

ア 経験者講習会の受講者は、クロスボウ所持許可証（規則第 31 条に規定するクロスボウ所持許可証をいう。）を申込みの際に提示すること。

イ 初心者講習会の受講者は、申込みの際に住所、氏名及び生年月日が表示された本

人であることを確認できる書類（学生証、運転免許証等）を提示すること。

3 講習

(1) 講習時間等

講習会の講習時間は、経験者講習会が午前9時30分から午後零時30分まで、初心者講習会が午前9時30分から午後3時30分まで（正午から午後1時までは休憩時間）とする。

なお、初心者講習会終了後には、正誤式による筆記試験を実施する。

(2) 講習に持参するもの

ア ボールペン（黒色）

イ HB又はBの鉛筆（シャープペンシルも可）

ウ 消しゴム

(3) 講習修了証明書の交付

講習会の講習を修了した者のうち、当該講習に係る事項を修得したと認められる者に対して、その当日に講習修了証明書（法第5条の3の2第2項に規定する講習修了証明書をいう。）を交付する。

4 その他

講習は、開催場所の警察署会議室を使用する予定であるが、都合により変更する場合があるので、事前に開催場所の警察署の生活安全課に確認すること。